

市町村の自殺対策実態調査について

長野県精神保健福祉センター

I はじめに

平成 28 年 4 月の自殺対策基本法の改正により、都道府県と市町村は自殺対策計画を策定することが定められた。県では平成 30 年 3 月に「第 3 次長野県自殺対策推進計画（以下、県計画）」を策定し、計画に沿った取り組みの展開や成果と併せて検証を行っている。

当センターでは、平成 21 年度から市町村の自殺対策実態調査を継続的に実施し、各市町村の自殺対策計画の策定状況及び自殺対策推進状況を把握し、情報の収集・分析を行い県として必要な対策を検討している。今年度は新たに新型コロナウイルス感染症の影響についても調査を行なった。以下に本調査の概要と結果・考察について述べる。

II 方法

- 1 調査対象：県内全 77 市町村（市：19、町：23、村：35）
- 2 調査方法：令和 3 年 4 月に長野県内の市町村自殺対策担当課宛てに、ながの電子申請サービスによる回答を依頼し、集計を行った。回収率は 100%であった。
- 3 調査内容：令和 2 年度の自殺対策事業の実施状況について県計画の項目・指標と関連するものを中心に調査した。

III 結果

1 令和 2 年度の取り組み実績

(1) 自殺対策に関する体制

手引^{※1}に準じた自殺対策計画を策定していると回答した市町村は 71 か所（県内 77 市町村のうち 92.2%：以下同）であった。計画を策定していない 6 か所について、令和 3 年度中策定予定が 3 か所、令和 4 年度末までに策定予定が 1 か所、未定が 2 か所であった。庁内連絡会議を開催している市町村は 57 か所（74.0%）であった。会議の内容（複数回答）は、自殺対策計画進捗管理が 43 か所（55.8%）、自殺対策の成果検証が 19 か所（24.7%）、情報交換が 46 か所（59.7%）、事例検討が 12 か所（15.6%）であった。関係機関との連絡協議会を開催している市町村は 33 か所（42.9%）であった。協議内容（複数回答）は、自殺対策計画進捗管理が 22 か所（28.6%）、自殺対策の成果検証が 10 か所（13.0%）、情報交換が 28 か所（36.4%）、事例検討が 10 か所（13.0%）であった。

※1：厚生労働省は、平成 29 年に計画策定に関する標準的な手順と留意点などを取りまとめた「自殺対策計画策定の手引」を公表しており、その手引きを踏まえた計画の策定が都道府県・市町村には期待されている。

2 取り組み状況

(1) 啓発活動

自殺対策に関する啓発活動を行っている市町村は 75 か所（97.4%）であった。啓発の方法（複数回答）として、チラシ・リーフレットの作成・配布が 35 か所（45.5%）、他機関作成のチラシ・リーフレットの配布が 52 か所（67.5%）、広報による情報発信が 62 か所（80.5%）、講演会などによる啓発が 31 か所（40.3%）、ローカルテレビ、有線放送による啓発は 23 か所（29.9%）、ホームページによる情報発信が 38 か所（49.4%）、SNS による啓発は 4 か所（5.2%）、検索連動型広告による啓発は 1 か所であった。

(2) 自死遺族支援

自死遺族支援を行っている市町村が46か所(59.7%)であった。方法としては、リーフレット等による情報提供と回答した市町村38か所(49.4%)、自死遺族交流会の開催が1か所などであった。

(3) 保健師以外の専門職による相談

保健師以外の専門職による相談は73か所(94.8%)の市町村で何らかの取組が実施されていた。具体的な取り組みとして一番多いのは、保健福祉事務所の精神保健福祉相談の情報提供が55か所(71.4%)であった。また直接相談対応を実施している市町村の職種は、心理職が30か所(39.0%)、弁護士が22か所(28.6%)、精神科医が16か所(20.8%)であった。その他の職種は34か所(44.2%)であった。

(4) 産後うつ病対策

産後うつ病対策は76か所の市町村(98.7%)で取り組まれている。具体的な取り組み(複数回答)は、乳幼児訪問時の心の健康状態の確認が73か所(94.8%)、産後うつ病に関する情報提供が62か所(80.5%)であった。また、うつ傾向のスクリーニングを実施(EPDS)が64か所(83.1%)、EPDS以外のスクリーニングを実施が15か所(19.5%)であった。スクリーニングを行う市町村の96.9%は、スクリーニングの結果に基づきハイリスク者のフォローアップを行っている。

(5) 子育て支援

子育て支援については、77か所(100.0%)の市町村で取り組まれている。具体的な取り組み(複数回答)としては、子育て世代への心の健康に関する情報提供は50か所(65.0%)、子育て相談支援窓口の設置は68か所(88.3%)、保健師以外の相談の実施は64か所(83.1%)、親子教室の実施は56か所(72.7%)、居場所や談話会・サロン等の設置は41か所(53.2%)、乳幼児訪問は75か所(97.4%)、講演会等の実施は13か所(16.9%)であった。

(6) 若年層への支援

若年層への支援は、74か所(96.1%)の市町村で取り組まれている。具体的な取り組み(複数回答)は、ケース会議等への出席が49か所(63.6%)、チラシ・リーフレットを市町村が独自に作成し配布を行っているのは19か所(24.7%)、他機関作成のチラシ・リーフレットを配布しているのが40か所(51.9%)であった。また、SOSの出し方に関する教育は、中学生を対象にしているものは53か所(68.8%)、中学生以外を対象にしているものは8か所(10.4%)であった。

(7) 中高年層への支援

中高年層への支援については、71か所(92.2%)の市町村で取り組まれている。具体的な取り組み(複数回答)としては、働き世代への心の健康に関する情報提供38か所(49.4%)、総合相談会の開催は36か所(46.8%)、生活保護受給者等就労自立促進事業等の実施は21か所(27.3%)、多重債務の相談窓口の整備は26か所(33.8%)、事業所や産業保健スタッフとの連携は7か所(9.1%)であった。

(8) 高齢者層への支援

高齢者層への支援については、71か所(92.2%)の市町村で取り組まれている。居場所やサロンの設置が50か所(64.9%)、ケース会議の開催は54か所(70.1%)、介護事業者向けの自殺関連の研修会の開催が11か所(14.2%)、一般住民向けの研修会の開催は28か所(36.4%)で行われている。うつ傾向のスクリーニングの実施は22か所(28.6%)で、うち18か所がスクリーニングを活用した支援を実施している。

(9) 生活困窮者への支援

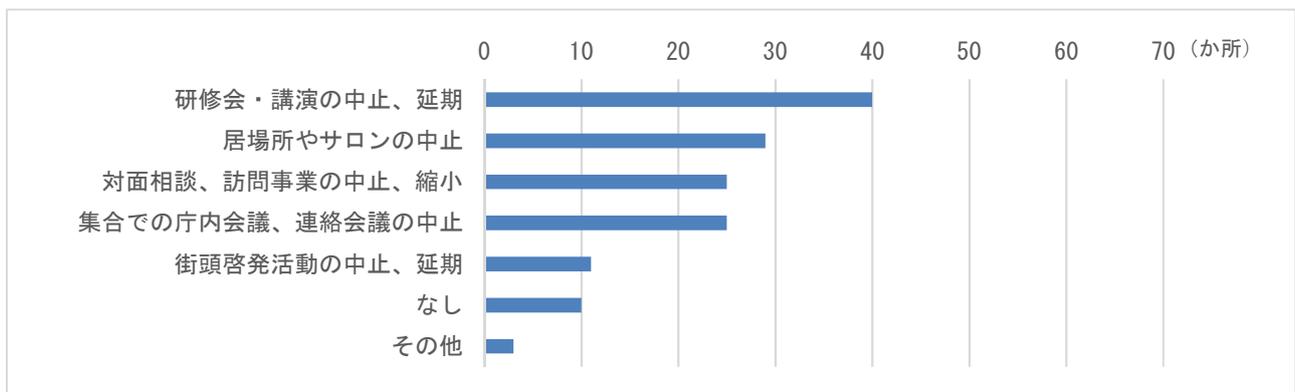
生活困窮者への相談対応を実施しているのは77か所(100.0%)であった。自立相談支援事業(まいさぼ)と保健福祉担当課等との連携をしているのは74か所(96.1%)、自立支援事業の会議に保健福祉担当課が出席しているのは、43か所(55.8%)、自殺対策の協議会に自立支援事業担当が出席しているのは14か所(18.2%)、庁内連絡会議に自立支援事業担当が出席しているのは11か所(14.3%)となっている。

(10) 自殺未遂者への支援

自殺未遂者対策として具体的な事業に取り組んでいるのは45か所(58.4%)の市町村で取り組まれていた。取り組みの内訳(複数回答)としては、未遂者支援において関係機関と連携して対応しているが33か所(42.9%)、未遂者支援の関する連絡会議を開催しているが13か所(16.9%)、未遂者支援に関する他機関開催の連絡会議への参加が9か所(11.7%)、未遂者支援に関する講演会を開催が1か所、未遂者への面接・訪問等による対応をしているが24か所(31.2%)であった。

(11) 新型コロナウイルスによる自殺対策関連事業への影響

新型コロナウイルスによる自殺対策関連事業への影響があった市町村は67か所(87.0%)であった。研修会・講演の中止・延期は40か所(51.9%)、対面相談・訪問事業の中止・縮小は25か所(32.4%)、街頭啓発活動の中止・延期は11か所(14.2%)、集合での庁内会議・連絡会議の中止は25か所(32.5%)、居場所やサロンの中止は29か所(37.7%)であった。図1に、新型コロナウイルスによる自殺対策関連事業への影響を示した。



【図1】新型コロナウイルスによる自殺対策関連事業への影響

IV 考察

1 自殺対策計画

昨年度中に手引^{※1}に準じた自殺対策計画を71か所が策定、6か所が未策定となった。県計画においては、令和4年度までに全ての市町村において計画策定が完了することを評価指標としている。計画策定の予定を未定とする市町村が2か所あり、生きるための包括的支援を推進していく上でも、市町村の計画策定は欠かせないものとする。昨年度は当センター及び保健・疾病対策課の職員が未策定市町村への訪問を行い、今年度は管轄の保健福祉事務所の担当者を通して状況確認を行った。今後も策定を妨げる要因についてヒアリングを継続しながら、計画策定に向けて未策定市町村のフォローを行っていききたい。

また自殺対策の計画策定はそれ自体が目標ではなく、その後の計画の定期的な評価や取り組み状況の確認による事業の見直しを庁内の全部署を巻き込みながら行うことにより最大限効果が発揮される。今年度から自殺対策担当課の担当者に向けたオンラインで計画の進捗管理に関する研修や自殺対策担当者オンライン情報交換会でテーマにとりあげた。来年度次期計画改定の自治体へ必要な情報の収集・提供も行っていきたい。

2 庁内連絡会・連絡協議会

庁内連絡会・連絡協議会を設置する市町村は計画を策定している71か所中57か所に留まった。加えて令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、集合での庁内会議・連絡会議の中止が25か所にのぼった。収束の見通しが不透明な中だからこそ庁内や地域の中でそれぞれが自殺対策を推進していく上で果たすべき役割を認識し、相互連携のあり方を模索することが今まで以上に必要といえる。一部の自治体においては、オンラインや感染対策の実施・時期の再調整などで運営を行っている。当センターとしては、自殺対策担当者オンライン情報交換会などを企画し、他市町村の取り組みを共有できるような環境づくりを支援していきたい。

また、庁内連絡会や連絡協議会などで扱う内容については市町村ごとで様々であるが、自殺対策計画進捗管理や自殺対策の成果検証を行っている自治体は最大で半数程度となっている。地域における自殺の状況は、新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な社会環境によって変化していくため、計画の着実な推進と成果の分析とともに、分析結果を踏まえて柔軟に改善や計画の修正を行う仕組みづくり（PDCA サイクル）が求められるため、有効な庁内連絡会や連絡協議会について助言を行っていききたい。

3 対象別支援

若年層への取り組みは、ほとんどの自治体（74か所）で実施されていた。令和2年度の未成年者の自殺死亡率は、全国では上昇したものの長野県ではほぼ横ばいとなり、全国との差は縮小している。SOSの出し方に関する教育について、中学生を対象としたものは53か所となっている。県計画においては令和4年までにSOSの出し方に関する教育を実施する公立中学校の割合100%を目指しているが、目標を達成するには至っていない。当センターの主催する自殺対策担当者オンライン情報交換会などでSOSの出し方に関する教育に関するテーマで情報交換の機会を積極的に作ったり、SOSの出し方に関する教育に関する研修会を企画したりするなどして普及の促進を図りたい。

次に生活困窮者に対する支援については、県内全市町村で行われていた。令和元年度の生活困窮者に対する支援は67か所（87.0%）に留まっており、令和2年度は増加した。これは新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響が拡大している状況を踏まえた支援の充実などに関連があると思われる。支援の内容としては、自立相談支援事業（まいさぼ）と保健福祉担当課等との連携が主であるが、生活困窮者は複合的な課題を抱える方も多く、どのように地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援を行っていくかが次の課題といえる。

4 自殺未遂者支援

未遂者支援において関係機関と連携して対応している割合は一定程度あるが、会議の開催は10か所前後の市町村に限られており、個別の事案に対する対応に留まっている実態が明らかとなった。自殺未遂の既往が、自殺の危険因子の1つであることが示されており、関係機関で連携し地域で一丸となって支援をおこなっていくことが重要とされている。自殺未遂者を積極的に地域資源とつないでいく道筋を構築するべく、まずは県内の医療機関及び市町村に対して自殺未遂者の支援について実態を把握するため調査を行う予定である。

5 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルスによる自殺対策関連事業への影響を多くの市町村が受けていることが分かった。新型コロナウイルス感染症により、密を避けた社会生活や不要不急の外出の制限により「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」が減少したり、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が増加したりして、相対的に自殺リスクが高まりやすい状況と考えられる。今まで以上に支援を必要とする県民が増加したと思われるが、従来通りのやり方では自殺対策関連事業の遂行は難しかった。特に集合型で行っていた事業の中止などが多く、オンラインなどをはじめとした工夫が求められる。市町村の自殺対策担当者もワクチン接種等で業務が増大し、自殺対策にかける時間が減っていることも自由記述などから浮彫となった。当センターでも令和3年度に、ゲートキーパー動画を希望する市町村自殺対策担当課へ送付する試みを開始したが、今後も自殺対策に資するコンテンツの提供や県機関・市町村で実施している自殺対策事業に関する資料を担当者相互に利用できる仕組みの新たな構築などを通じて、市町村の自殺対策担当者が自殺対策を推進しやすい環境づくりを行っていききたい。

6 自死遺族支援について

自死遺族への支援に関して、市町村においてはリーフレットにおける情報提供が主となっている。県機関では県下5会場で自死遺族のわかちあいの会を実施しているが潜在的な自死遺族の数と比較して参加者が伸び悩んでおり、市町村と連携して周知の工夫を検討していききたい。また令和3年度においては自死遺族支援に関する研修会を開催する予定である。